# 通学形式 学則

【事業者の名称・所在地・実施場所】

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社グローリアツゥェンティーワン 名古屋市中川区打中2丁目105番地

実施会場: 名古屋市中川区打中2丁目105番地

浅井クリニック・ハートピアあさいビル 2階・3階

#### 【研修期間】

第2条 令和 年 月 日より令和 年 月 日

#### 【募集期間】

第3条 令和 年 月 日より 令和 年 月 日

#### 【受講定員】

第4条 研修事業の定員は15名とする

# 【目的】

第5条 急速な高齢社会の到来を迎え、施設・在宅サービス等の担い手の一つである 介護職員はますますその活動が期待されている。 この講座は介護サービス事業に従事するにあたり、習得するべき知識と技能を

> 研修するだけでなく、<u>生活支援において</u>最も重要な、利用者と介護職員の <u>心の触れ合いを基盤とした信頼関係の形成を</u>、大切にした人材育成を行うこと を基本とする。

#### 【実施課程及び形式】

第6条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下「研修」という。)を実施する。 初任者研修課程(通学形式)

#### 【研修事業の名称】

第7条 研修事業の名称は次のとおりとする。

株式会社グローリアツゥェンティーワン 介護職員初任者研修課程 7 月開講コース (介護職員初任者研修課程)

#### 【受講対象者】

第8条 受講対象者は次の者とする。

- ①第1条の会場へ通学可能な者。
- ②15歳以上の健康者(中学生は除く)
- ③ハローワークより推薦を受けた者。

④受講生の受け入れの契約を結んだ特定の会社から、研修の一環として受講することを依頼された者。

#### 【本人確認】

第9条 受講申し込み時、又は入校日に本人確認を下記書類にて確認いたします。

公的証明書類・戸籍謄本・戸籍抄本・住民票の場合ご提出ください。

- 公的証明書類 ・住民基本台帳カードの提示
  - ・在留カード等の提示
  - ・健康保険証の提示
  - マイナンバーカードの掲示
  - ・運転免許証の提示
  - パスポートの提示
  - 年金手帳の提示
  - ・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示

この場合、その場で確認し返却します。コピーの提出は必要ありません。

#### 【研修参加費用】

第10条 研修参加費用は次のとおりとする。

内 訳	金 額 (税抜)	納付方法	納付期限
受講料	74,862 円	3分割まで可能	_
(今回無料)			
テキスト代	4,675 円	一括納入	入金確認後テキストお渡し

- ※ただし、特定の会社から介護職員初任者研修を請け負った場合は、この限りではない。 受け入れ契約を結んだ会社からの受講生に対する研修参加費用はその契約による。
- ※また「雇用セーフティーネット対策訓練」は愛知県からの委託事業の一環につき、 受講料は無料、受講生が負担する費用はテキスト代のみとする

#### 【使用教材】

第11条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

中央法規発行「介護職員初任者研修課程テキスト」初版

第1巻 介護のしごとの基礎

第2巻 自立に向けた介護の実際

#### 【研修カリキュラム】

第12条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、次の通りとする。

- ①研修日程表 (様式 2-1)
- ②研修カリキュラム (様式3)

#### 【研修年限】

第13条 前条の研修を履修する年限は、学習開始日より概ね3ヶ月以内とする。

#### 【担当講師】

第14条 研修を担当する講師は、次のとおりとする。 担当講師一覧表(様式4)

#### 【受講手続き】

第15条 受講手続きは次のとおりとする。

- ①案内書を電話、FAX、インターネット等で請求する。
- ②申込ハガキに必要事項を記入し、期日までに申し込む。 ただし、定員に達した時点で受講受付は終了する。
- ③当社は申込ハガキに基づいて教材発送手続きをし、同時に開講通知等を郵送する。
- ④開講通知等を受け取った受講生は、同封されている振込み用紙を利用し 教材代納入する。入金確認後、テキスト発送する。
- ⑤ただし、特定の会社から本研修を請負った場合はこの限りではない。

また「雇用セーフティーネット対策訓練」は愛知県からの委託事業の一環につき、本事業内で行われる研修についてはハローワークの指示に 従い受講手続きを行う。

# 【科目の免除】

第16条 科目免除については、それぞれ下表のとおりとする。

	対象者	対象科目	
	「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の		
	受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和	職務の理解	
	63年2月12日社庶第29号)別添2「介護福祉士試験の		
	受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定めら		
	れる業務従事機関が365日以上でありかつ180日以上介		
	護等の業務に従事した者		
2	平成 25 年 4 月 1 日以降に「指定居宅介護等の提供に当	認知症の理解を除く全科目	
	たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年 9		
	月 29 日厚生労働省告示第 538 号)第 2 号に揚げる研修		
	(以下「居宅介護従業者養成研修」という。) の2級課程		
	を修了した旨の証明書の交付を受けた者		

上記対象者に関しては免除を証明する書類の写しを添付すること。 なお「雇用セーフティーネット対策訓練」として本研修を実施する場合は、 職業訓練の一環として上記免除科目についても研修に参加すること。

# 【修了の認定・個別学習への対応について】

第17条 科目の研修を全て修了し、<u>生活支援技術に</u>必要な基礎的知識の理解の確認 (口頭試問)を受け、生活支援技術の習得状況を確認(実技試験)した上で、修了筆記試 験を受ける。修了筆記試験の認定基準は以下の通りとする

> 認定基準 A=90 点以上 B=80~89 点 C=70~79 点

個別学習への対応は受講期間中、随時講師への相談を受け付ける。

【研修欠席・遅刻・早退者の扱い及び補講について】

第18条 欠席・遅刻・早退は原則認めない。

なお、交通機関の遅延等の場合、遅延証明書の提出があればこの限りではない。 やむを得ず研修の一部を欠席した者は、該当科目の補講によって当該科目を修 了したとみなす。なお、補講にかかる受講料は基本的に無料とし、補講の日数 は研修期間の概ね1割を限度とする。

#### 【受講の取り消し】

- 第19条 次の各号に該当する者は、受講を取り消すことがある。
  - ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
  - ②研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。

#### 【修了証明書等の交付】

第20条 第17条により研修の修了を認定された者は、当社において 愛知県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱に規定する修了証明書及び 修了証明書(携帯用)を交付する。

#### 【修了者の管理方法】

- 第21条 修了者の管理方法は次のとおりとする。
  - ② 修了者は修了者名簿を作成し、愛知県指定の様式に基づき知事に報告する。
  - ②修了者台帳は、当社の教育管理システム(PC)に登録、紙媒体においても 永年保管する。
  - ③修了証明書または修了証明書 (携帯用) に紛失等があった場合には、 修了者の申し出により再発行する。

なお、その際は発行手数料それぞれ 2,000 円 (税抜き) を負担するものとする。

# 【個人情報の取扱いについて】

- 第22条 別紙において、入校日には当校既定の機密保持誓約書を取り交わすこととする。 受講者本人の個人情報については
  - ・愛知県に修了者として報告する
  - ・本研修受講に関する連絡 以外には使用せず、

開示は

- ・本人の同意を得た場合
- ・法令に基づき提供に応じなければいけない場合

以外には行わない。

その他 個人情報保護法の規定に沿い以下のように適切に管理する。

- ・受講者本人の情報は職員室内の鍵付き書棚を設置し管理する。
- ・関係者以外の職員室への出入りを原則禁止とする。
- ・職員不在時、職員室は鍵をかけセキュリティー管理下に置く。

・入校前に研修辞退依頼を受けた場合は、本人へ確認の上個人情報は シュレッダーにて破棄する。

#### 【養成研修が不慮の事態により中止等となった場合】

第23条 研修が不慮の事態において延期・中止等になった場合、振替日を設定し、教室・講師等を調整することによって補う。しかし、受講生のやむを得ない理由により受講できるクラスが調整できない場合は、補講が行えなかった研修分について受講料を返金する。 ※なお「雇用セーフティーネット対策訓練」として本研修を実施する場合、委託事業の規則に従って補講を実施するが、この場合も補講可能な上限時間(研修の概ね1割)を超えることはできない。

シニア検定対策講座開講決定!

#### 【苦情対応について】

第24条 この研修についての苦情対応については、苦情受付窓口にて対応する。

□苦情受付窓口(担当者) □苦情処理責任者

江端 朗夫 代表取締役 江端 ひとみ

□受付時間 毎週月曜日~土曜日 TEL: 052-354-3217

 $10:00\sim17:00$  FAX: 052-354-3211

# 【その他の事項】

第25条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要であると 認められるものについて、その都度これを定める。

- ・休憩時間の厳守
- ・受講時間の厳守
- ・提出物は速やかに提出することとする。
- ・その他公共のマナーに著しく反することは行ってはならない。

#### 【附則】

第26条 この学則は平成25年2月12日から施行する。

- この学則は平成26年8月8日より変更する。
- この学則は平成27年6月5日より変更する。
- この学則は平成28年4月1日より変更する。
- この学則は平成30年1月15日より変更する。
- この学則は平成31年4月26日より変更する。
- この学則は令和元年10月1日より変更する。
- この学則は令和2年3月17日より変更する。
- この学則は令和2年8月17日より変更する。
- この学則は令和3年8月19日より変更する。
- この学則は令和5年2月1日より変更する。